

地域公共交通確保維持事業陸上交通

地域間幹線系統補助地域交通計画 銚子旭線系統（案）策定

（計画期間：令和８年１０月１日～令和９年９月３０日）

地域間幹線系統補助地域交通計画は、地域特性や実情に応じた最適な生活交通ネットワークを確保・維持するための地域間交通ネットワークを形成する地域間幹線系統の運行についての支援制度になります。厳しい経営状況にある乗合バス事業者の負担軽減、サービス継続事業に係る運行費補助を行います。

地域間幹線系統補助地域交通計画（補助金交付要綱の改正により）地域間幹線系統補助を受けようとする場合は、市町村にて地域公共交通計画に補助事業を位置付けることが必要であり、市町村の地域交通会議で協議をおこない、国へ提出する必要があります。

地域間幹線系統補助の対象となる銚子から旭市を運行する銚子旭線（１路線・１４便／日）については、銚子（陣屋町）から、旭（旭駅）までの区間にて令和６年度は１９５,８２２人、令和７年度は１９３,７９０人を運送しておりその中には通学（県立旭農業高等学校の生徒）、旭中央病院への通勤、通院に利用する市民がいることから、銚子市と旭市を接続する重要な生活路線であるため、本計画を定めるものとなります。

参考：国庫補助計画額の算定について

国の通達により国庫補助金計画額の算定式が下記のとおり示されています。
旭市の補助金計画額は下表のとおりです。

【国庫補助金計画額の算定式】

千円未満切り捨て

補助対象経費	×	1 / 2	=	国庫補助計画額
10,890 千円	×	1/2	=	5,445 千円

※ 本計画案の運行内容等主要な部分を除いた細部については、国土交通省等関係機関と協議をし、修正の可能性がありますことをあらかじめご了承ください。また国庫補助上限額について、算定式が変更になる可能性があり、結果国庫補助金計画額が修正されることがありますので、ご了承下さい。

添付書類 令和9年度旭市地域公共交通計画 別紙（地域間幹線 銚子旭線）

令和9年度旭市地域公共交通計画別紙（別表）

表1：地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者（地域間幹線系統）

表2：地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額（地域間幹線系統用）

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 旭市地域公共交通会議
住 所 千葉県旭市二の 2 1 3 2 番地
代表者氏名 会長 柴 栄 男

地域間幹線系統（銚子旭線）計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域間幹線系統（銚子旭線）維持事業に係る計画を別紙
のとおり定めたので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

令和 8 年 6 月 日

（名称）旭市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
別表のとおり
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
別表のとおり
3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
別表のとおり
4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 1」を添付
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に定める「表 2」を添付
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
事業者報告書・決算報告書等の資料から計測する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの 運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項 <u>【地域間幹線系統のみ】</u>
別表のとおり
10. 車両の取得に係る目的・必要性 <u>【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】</u>
該当なし

11. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
12. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
13. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策） 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
該当なし
14. 協議会の開催状況と主な議論
令和8年度地域幹線系統確保維持計画（銚子旭線）に関する議論 ・ 令和8年6月 日 令和9年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金（銚子旭線）に係る、生活交通確保維持改善計画策定の書面による協議を行い、委員 名から合意を得られた。
15. 利用者等の意見の反映状況
ホームページ上で、地域公共交通確保維持事業に係る取組内容等に関する意見募集を実施。

【本計画に関する担当者・連絡先】

（住 所）千葉県旭市二の2132番地

（所 属）企画政策課企画調整班

（氏 名）桃井 健斗

（電 話）0479-62-5307

（e-mail）kikaku@city.asahi.lg.jp

令和9年度旭市地域公共交通計画別紙（別表）

○事業に係る目的・必要性、目標、効果、取組

No.	事業者名	系統名	起点・終点 (主な経由地)	1. 目的・必要性	2. 定量的な目標・効果	3. 目標を達成するために行う事業（生産性向上の取組を含む）		
						取組内容	実施時期	実施主体
1	京成バス千葉 イースト（株）	銚子旭線	東芝町/双葉町・ 旭駅 (イオンモール 銚子)	・小中学校（銚子市 豊岡地区から銚子市 立春日小学校及び銚 子中学校）及び高等 学校（県立銚子・銚 子商業・市立銚子・ 旭農業）への通学 ・沿線住民の最寄駅 への交通手段 ・旭中央病院への通 院、通勤 ・イオンモール銚子 への買い物	令和8年度と比較して 収支率1%以上改善	検索サイト会社に時刻表のデータ提 供を実施し、スマートフォンでの行 先検索を容易にし、利便性向上を図 る	令和8年10月以降 実施	京成バス千葉 イースト（株）
						PASMOやSuicaのICカード支払い について、ホームページ上や車内へ その旨を記載し旅客への周知と利用 を促進する	令和8年10月以降 実施	京成バス千葉 イースト（株）
						銚子市豊岡地区から銚子市立春日小 学校及び銚子中学校に通学する児 童・生徒に対する通学費補助の実施 による利用促進	令和8年10月以降 実施	銚子市
						旭市総合公共交通マップを改訂し、 市内各戸へ配布するほか、駅や公共 施設等へ設置する。なお、マップ地 図のデータをスマートフォン等で閲 覧できるよう、地図閲覧アプリで公 開し、利用促進を図る。	令和8年10月	旭市

表1 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者(地域間幹線系統)

9年度

都道府県 (市区町村)	運行予定者名	運行系統名 (申請番号)	確保維持事業に要する 国庫補助額 (千円)	特 例 措 置
旭市	京成バス千葉イースト(株)	(1) 銚子旭線	5,445.0	
		(2)		
		(3)		
		(4)		
		(5)		
		(6)		
		(7)		
合 計			5,445	

(注)

1. 本表に記載する運行予定系統を示した地図(運行予定系統が熊本地震被災市町村における応急仮設住宅の1キロメートル以内を経由することを図示したものを含む)を添付すること。

2. 「特例措置」には、地域公共交通利便増進実施計画の認定を受け、地域間幹線系統に係る特例措置の適用を受ける場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。

3. 補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。(記載例「令和〇年度、令和〇年度については、令和〇年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」)

表2 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額(地域間幹線系統用)

事業者名	京成バス千葉イースト株式会社	令和9年度
------	----------------	-------

1. 申請事業者の概要

補助対象期間の 前々年度(基準期間※) の損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
補助対象期間の 前々年度の 実車走行キロ(ハ)		km					経常収支率	%

基準期間の前年度の 損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ)	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ)	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
基準期間の前年度の 実車走行キロ(ハ')		km					経常収支率	%

基準期間の前々年度の 損益状況	乗合バス事業							
	営業収益		千円	営業外収益		千円	経常収益(イ')	千円
	営業費用		千円	営業外費用		千円	経常費用(ロ')	千円
	営業損益		千円	営業外損益		千円	経常損益	千円
基準期間の前々年度の 実車走行キロ(ハ'')		km					経常収支率	%

(補助対象事業者の「基準期間※を最終年度とする連続した過去3年間」における実車走行キロ当たり経常費用等)

補助ブロック名	補助対象事業者の実車走行 キロ当たり経常費用 (基準期間の前々年度) ロ"÷ハ"=a	補助対象事業者の実車走行 キロ 当たり経常費用 (基準期間の前年度) ロ'÷ハ'=b	補助対象事業者の実車走行 キロ 当たり経常費用 (基準期間) ロ÷ハ=c
千葉			
	円 銭	円 銭	円 銭

※「基準期間」とは、補助対象期間の前々年度の補助対象期間をいう。

2. キロ当たり補助対象経常費用及び経常収益

補助ブロック名	補助対象事業者の実車 走行キロ当たり経常費用 (a+b+c)/3 = ニ	地域キロ当たり 標準経常費用 ホ	キロ当たり経常費用 ニとホのいずれか少ない額 ヘ	キロ当たり経常費用 の差 ニ－ヘ = ケ	キロ当たり経常収益 イ÷ハ = ト
千葉					
千葉	円 銭	円 銭	0 円 0 銭	円 銭	

3. 旅客運賃の上限変更認可状況

補助ブロック名	認可日	認可を受けた補助対象 期間	補助金交付要綱別 表2(注) 4. の適用 割合 フ	改定率 コ
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	
		基準期間の 年度	／3	

4. 補助対象系統ごとに要する費用、負担者とその負担割合

補助ブ ロック 名	申 請 番 号	特 例 措 置	運行 系統 名	運行系統			計画運行 回数 ()	計画平均乗 車 密度	計画 輸 送 量	系統キロ程		地域公共交通再編事業 を実施する区域におけ るキロ程	系統キロ程と地域公共交 通再編事業を実施する区 域におけるキロ程との比 率	補助ブロック外 乗入部分のキロ程		同一補助ブロック 都道府県外乗入 部分のキロ程		他路線との競合 部分に係るキロ程		他路線 との競 合 率	補助ブロック外 乗入部分、同 一補助ブロック 都道府県外乗 入部分及び他 路線との競合 部分以外のキ ロ程の比率
				起点	主な 経由地	終点															
							①＝カッコ内	②	①×② ＝③	チ	オ		オ÷チ＝ク	リ		ヌ		ル	ル÷チ	(チ－(リ＋ヌ ＋ル))÷チ＝ ヲ	
千葉	2		親子船線	東芝区 宮原駅	大田区 青島駅	旭駅	365 日	2311 (6.3) 回	3.7	23.3 人	往20.8km 復20.5km	20.6km								100.000%	
合計			系統								往20.8km 復20.5km	20.6km									

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助ブロック 外乗入部分 及び同一補 助ブロック都 道府県外乗 入部分以外 のキロ程の比 率	計画実車走行 キロ	補助対象 経常費用 の見込額	補助対象系統のキロ当たり経常収益												補助対象 経常収益 の見込額		
						ノとノ'のいずれか 少ない額 ノ	補助金交付要綱別表2(注)4. の適用 がある場合		3カ年平均 (d+e+f)/3 =ノ'	基準期間の前々年度			基準期間の前年度			基準期間				
							基準期間に おける実車 走行キロ当 たり経常収 益の運賃改 定による増 収分 f×コ÷(1+ コ)×フ=g	経常収益 控除額 ケとgのい ずれか少 ない額 h		補助金交付 要綱別表2 (注)4. の 適用後のキロ 当たり経常 収益 ノ'-h=ノ''	経常収益 ヤ''	実車走行 キロ マ''	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ''÷マ''= d	経常収益 ヤ'	実車走行 キロ マ'	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ'÷マ'= e	経常収益 ヤ		実車走行 キロ マ	補助対象系 統の実車走 行キロ当 たり経常収 益ヤ÷マ=f
千葉	2	0	100.000%	96,806.9 km	38,115,780円	215円.42銭	0円.00銭	0円.00銭	215円.42銭	215円.42銭	19,604,620円	96,806.9 km	202円.51銭	20,893,854円	96,559.5 km	216円.38銭	21,956,964円	96,559.3 km	227円.39銭	20,854,142 円
合計				96,806.9 km	38,115,780円						19,604,620円	96,806.9 km		20,893,854円	96,559.5 km		21,956,964円	96,559.3 km		20,854,142 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	補助対象経常 費用から経常 収益を控除した額 カーヨ=タ	補助対象経費 の限度額 カ×9/20=レ	タ又はレのうちの いずれか少ないほう の額 ソ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分、 同一補助ブ ロック都 道府県外乗入部 分及び他路線と の競合部分以外 に係るもの ソ×ヲ=ツ	ソのうち補助ブ ロック外乗入部分 及び同一補 助ブ ロック都道府 県外乗入部分 以外に係るもの ソ×ヲ' =ツ'	計画平均 乗車密度 が5人未満 の路線 ツ×みなし運行回数 ノ①計画運行回数 =ホ	補助対象経費 ナ	計画額 ナ×1/2=ラ	経常費用から 経常収益を 控除した額 ニ×ワ－ヨ=ム	損失額から国庫補 助額を控除した額 ム－ラ=ウ
千葉	2	0	17,261,638 円	17,152,101 円	17,152,101 円	17,152,101 円	17,152,101 円	10,890,222 円	10,890 千円	5,445.0 千円	17,261,638 円	11,816,638 円
合計			17,261,638 円	17,152,101 円	17,152,101 円	17,152,101 円	17,152,101 円	10,890,222 円	10,890 千円	5,445 千円	17,261,638 円	11,816,638 円

補助ブ ロック 名	申請 番号	特 例 措 置	ウの負担者とその負担割合								
			都道府県		市区町村		その他の者		事業者自己負担		「その他の 者」の具 体的概要
			負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	負担額	負担割合	
千葉	2	0	5,445,000円	46.1%	6,371,638円	53.9%		0.0%	0円	0.0%	
合計			5,445,000円	46.1%	6,371,638円	53.9%	0円	0.0%	0円	0.0%	

(1) 記載要領

- 1.乗合バス事業の収益、実車走行キロについては、高速バス及び 定期観光バス等を除き、費用については、高速バス及び定期観光バス等並びに補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）における補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除くこと。
- 2.補助対象事業者の決算期間が補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）と相違している事業者にあつては、補助対象期間の仮決算を行い、その損益状況（千円未満の端数は切り捨て）を損益状況欄に記載すること。
- 3.補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）中の乗合バス事業と他の事業を兼業している場合の関連収益及び費用の配分は、昭和52年5月17日付け自総第338号、自旅第151号、自貨第55号によること。なお、これにより会計を整理することができない特別の理由があるときは、国土交通大臣に報告し、その承認を求めること。
- 4.「補助対象期間の前々年度（基準期間）の損益状況」の欄、「基準期間の前年度の損益状況」の欄、「基準期間の前々年度の損益状況」の欄は、消費税相当額を控除した額を記載すること。
- 5.「補助ブロック名」の欄は、補助金交付要綱別表6の名称を記載すること。
- 6.地域キロ当たり標準経常費用は、補助ブロックを管轄する地方運輸局等が通知した数値によること。
- 7.「認可を受けた補助対象期間」の欄は、認可を受けた日付について、基準期間の「当年度」、「前年度」又は「前々年度」のいずれに該当するかを記載すること。
- 8.「補助金交付要綱別表2（注）4. の適用割合」欄は、「認可を受けた補助対象期間」が基準期間の「当年度」の場合は「3／3」、「前年度」の場合は「2／3」、「前々年度」の場合は「1／3」をそれぞれ記載すること。
- 9.「改定率」欄は、認可を受けた旅客運賃の上限変更の平均改定率を小数点第2位（第3位以下四捨五入）にて記載すること。
- 10.申請番号は、事業者ごと、系統ごとに一連番号とすること。なお、1系統が2つ以上の補助ブロックにまたがる場合は、その比率に応じ低い方をカッコ書きの番号とすること。
- 11.「特例措置」の欄は、地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合には「1」を、平成29年8月2日改正附則第2条の規定に該当する場合には「2」を、補助金交付要綱別表2 5. ただし書きに該当する場合には「3」を記載する。
- 12.「計画運行回数」の欄には、補助対象期間中の全暦日数における総計画運行回数を記載する。また、カッコ内には1日当り計画運行回数又は平日1日当り計画運行回数のいずれかを記載する。
- 13.「系統キロ程」の欄、「地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程」の欄、「補助ブロック外乗入部分のキロ程」の欄、「都道府県外乗入部分のキロ程」の欄及び「他路線との競合部分に係るキロ程」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出し、往・復のキロ程が異なる系統については、平均値も記載すること。また、平均値の合計の欄については、往・復の合計の平均値ではなく、各申請系統の往・復の平均値の合計を記載すること。
- 14.「同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程」の欄は、同一補助ブロック内における都道府県外乗入部分のキロ程を記載することとし、補助ブロックが異なる都道府県外乗入部分は（リ）に記載すること。
- 15.「他路線との競合部分に係るキロ程」とは、他の運行系統との競合区間の合計が50%以上の生活交通路線であつて、当該競合区間の輸送量が1日当たり150人を超える部分のキロ程のことをいい、当該補助ブロック内区間（系統キロ程（チ）ー補助ブロック外乗入部分のキロ程（リ）ー同一補助ブロック都道府県外乗入部分のキロ程（ヌ））に係るキロ程を記載すること。
- 16.「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄、「ソ」のうち補助ブロック外乗入部分及び同一補助ブロック都道府県外乗入部分以外に係るもの」の欄は、「特例措置」の欄に「1」又は「2」を記載した系統のみ記載すること。
- 17.「系統キロ程と地域公共交通再編事業を実施する区域におけるキロ程との比率」の欄、「他路線との競合率」の欄、「補助ブロック外乗入部分、都道府県外乗入部分及び他路線との競合部分以外のキロ程の比率」の欄、「補助ブロック外乗入部分及び都道府県外乗入部分以外のキロ程の比率」の欄については、%以下第3位（小数点第4位切り捨て）まで算出して記載すること。
- 18.「計画実車走行キロ」の欄、「補助対象系統のキロ当たり経常収益」の「実車走行キロ」の欄は、小数点第1位（第2位以下切り捨て）まで算出して記載すること。
- 19.「計画平均乗車密度が5人未満の路線」の欄は、計画平均乗車密度が5人未満の路線についてのみ記載すること。なお、みなし運行回数とは当該運行系統の計画輸送量を5人で除した数値（端数切り捨て）をいう。
- 20.「補助対象経費」の欄は、（ネ）（計画平均乗車密度が5人未満の路線）に記載がある場合は（ネ）の金額を記載し、記載がない場合は（ツ）の金額を記載する。また、「特例措置」の欄に「1」を記載した系統については、左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額に、（ヅ'）の金額から左記の場合の（ネ）の金額又は（ツ）の金額を控除して得た金額に（ク）の比率を乗じて得た金額を加えた金額を記載する。さらに、「特例措置」の欄に「2」を記載した系統については、（ヅ'）の金額を記載する（千円未満の端数は切り捨てること）。
- 21.「補助対象系統の実車走行キロ当たり経常収益」の欄の（ノ）は、基準期間、基準期間の前年度と基準期間の前々年度の各系統におけるキロ当たり経常収益の実績を平均して算出すること。なお、新設系統で基準期間の実績がない場合は、補助対象経常費用の見込額の11／20に相当する額と都道府県協議会等が算出する経常収益の見込額のうち、いずれか高い額を記載すること。
また、基準期間の前々年度の実績がない場合は、基準期間と基準期間の前年度の実績を平均して算出することとし、基準期間の前年度と基準期間の前々年度のいずれの実績がない場合は、基準期間の実績を記載すること。
- 22.「計画額」の欄は、系統ごとに百円単位（0.5千円）まで記載することとし、合計の千円未満の端数は切り捨てること。
- 23.計算上生じた単位未満の端数は切り捨てること。
- 24.補助対象期間の計画と比較し、翌年度及び翌々年度の計画が同じ若しくは曜日の違いによる運行回数以外に変更がない場合については、その旨を記載することで足りるものとする。
（記載例「令和○年度、令和○年度については、令和○年度事業から 土日・祝日の日数による運行回数等の違いを除き、変更がないため省略」）

(2) 添付書類

1. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項の「事業報告書」（補助金交付要綱第2編第1章第3節に係る経常費用を除く）及びこれに関連する必要な事項を記載した書類（関連書類）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る事業報告書及び関連書類。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
2. 補助対象期間（補助金交付要綱第5条で定める期間）の前々年度（基準期間）に係る様式第1ー5の運行系統別輸送実績及び平均乗車密度算定表（補助対象路線に係るものに限る）、並びに基準期間の前年度、基準期間の前々年度に係る様式第1ー5。
ただし、過去に生活交通確保維持改善計画の認定申請又は補助金交付申請の添付書類として既に提出している場合は、当該書類の添付を省略することができる。
3. 地域公共交通再編実施計画の認定を受け、特例措置の適用を受けることとなる場合は、地域公共交通再編実施計画の写し及び認定通知書の写し並びに再編特例を受けようとする系統の再編の概要
4. 旅客運賃の上限変更認可を受け、補助金交付要綱別表2（注）4. の適用を受けることとなる場合は、当該認可書の写し

海匠分科会 継続補助協議 京成バス千葉イースト(株) 銚子旭線



【競合区間】

東芝町／双葉町～三崎（京成タクシーイースト 春日台線）2.7km
東芝町／双葉町～銚子駅（京成バス千葉イースト 豊里N T線）0.4km
東芝町／双葉町～銚子駅（京成タクシーイースト 川口線）0.4km
東芝町／双葉町～銚子駅（京成タクシーイースト 外川線）0.4km
東芝町／双葉町～銚子駅（京成タクシーイースト 海鹿島線）0.4km
東芝町／双葉町～イオンモール銚子
（京成バス千葉イースト イオン銚子線）4.46km
東芝町／双葉町～玉崎神社
（京成バス千葉イースト 銚子旭線他系統）12.68km
旭中央病院～旭駅（京成バス千葉イースト 府馬線）1.15km
旭中央病院～旭駅
（京成バス千葉イースト 旭市コミュニティバス東西線）1.15km
横大道～八畝田
（京成バス千葉イースト 旭市コミュニティバス東西線）0.4km
三川犬林～飯岡灯台入口
（京成バス千葉イースト 旭市コミュニティバス東西線）4.9km

